

品目分類について

輸出入者セミナー

平成29年6月6日

東京税関 業務部 首席関税鑑査官部門

目次

1. 品目分類と関税率表
2. 通則(分類の原則)

～分類事例を織り交ぜて～

3. 事前教示制度



目次1. 品目分類と関税率表

関税の課税等のために、
関税率表適用上の所属
区分を決めること

所属が決まると税率・税額が決まる

課税標準

×

税率

=

税額

品目分類の考え方

① 1物1分類

一つの物品は、一つの品目番号に分類されなければならない

② 提示の際の現況

提示（申告）の際の貨物の現況による判断が大原則

関税率表（TARIFF）について

- ① HS条約のHS品目表（6桁）に基づく配列がベース
※ HS品目表は およそ5年に1回見直されている

- ② HS品目表の配列は産業や加工度による
※ 原材料、一次加工品、完成品など
材質分類 や 機能分類により グループ分け

- ③ 関税率は9桁の番号毎に設定
（税番＝HSコード）



我が国の現行の実行関税率表及び輸出統計品目表は、HS条約附属書の品目表(HS品目表)に基づいて作成されている。

関税率表 (タリフ) (抜粋)

戻る

第1部 動物 (生きているものに限る。) 及び動物性生產品

第1類 動物 (生きているものに限る。)

2017年5月16日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率 (経済連携協定) Tariff rate (EPA)										
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別 特恵 LDC	シンガポ ール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシ ア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシ ア Indonesia	ブルネ イ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナ ム Viet Nam
2101.01	馬、ろ馬、ろ馬及びヒニー (生きているものに限る。)																
	馬																
2101.21	飼料種の繁殖用のもの																
	100	1 サラブレッド種、 サラブレッド系種、 アラブ種、アングロ アラブ種又はアラブ 系種の馬 (以下この 項において「種馬 馬」という。) 以外 のものである者が関 税定率法施行令 (以 下この項において 「政令」という。) で 定めるところにより 証明されたもの	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの															
	210	(1) 種馬馬 (種馬の 繁殖用以外の用途 に供するものであ り、かつ、経産し ていないものであ る者が政令で定め るところにより証明	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

検索方法

税関ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>



輸出入の手続き



1. 品目分類及び税率
実行関税率表

HS条約とは

- ① 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」のこと。
(Harmonized Commodity Description and Coding Systemの略)
- ② 昭和63年に発効
- ③ 締約国は約153の国と地域
- ④ 各国が独自の品目表を用いると、貿易、関税交渉、貿易統計作成の利便が損なわれることから、国際条約の下、統一的な品目表が設けられた。

HS品目表の構成 (資料①参照)

《例》三脚のカメラ用支持具(三脚) **9620.00 - 000**

部	(大分類)	第 20 部
類	(2桁)	第 96 類
項	(4桁)	第 96.20 項
号	(6桁)	第 9620.00 号



6桁までは世界共通

※ 輸出入申告は9桁
(HSコード: 6桁 + 国内細分(統計細分)3桁)

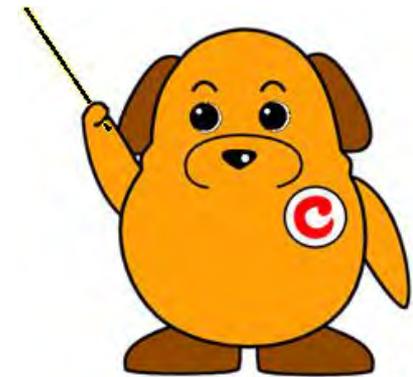
目次2. 通則（分類の原則）

関税率表の解釈に関する通則について

（資料②参照）

～通則とは～

国際貿易において商品を
統一的に分類するための
ルール



通則の構成

項の決定 (4桁)



号の決定 (6桁)

適用
順序

- ・通則1 項及び各注の規定
- ・通則2 項の範囲を拡大
- ・通則3 二以上の項に属するとみられる場合
- ・通則4 属する項がない場合
- ・通則5 収納容器、包装容器



・通則6

号注のほか、部注、類注、通則1から4までを準用

※号の所属の決定に当たっては、号注は、部注又は類注よりも優先する。

通則1が最優先！

通則 1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、

かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

通則1の前段

- 部、類及び節の表題は、単なる参考
- 分類の見当をつけるときに利用

例えば、第44類の表題は「木材及びその製品並びに木炭」

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他
第44類 木材及びその製品並びに木炭

統計番号 Statistical code	品名 Description
番号 H.S. code	
44.01	のこず及び木くず(棒状、フリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
	薪材
4401.11 000	針葉樹のもの
4401.12 000	針葉樹以外のもの
	チップ状又は小片状の木材
4401.21 000	針葉樹のもの
4401.22 000	針葉樹以外のもの
	のこず及び木くず(棒状、フリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)
4401.31 000	木質ペレット
4401.39 000	その他のもの
4401.40 000	のこず及び木くず(凝結させたものを除く。)

木製の家具



木製品はすべて、第44類？

通則1の中段

- ① 各項の規定をよく読み分類を決定。
「～に限る」、「～を除く」、「～であるかないかを問わない」などの表現に注意。
- ② 項に掲げられている物品の説明や、その項に含まれる物品の範囲は、関税率表解説・分類例規を参照。
- ③ 部注、類注に従って分類を決定。
注は、その部又は類の全体に効力を有する。

部注及び類注を必ず参照

例えば、第44類「木材及びその製品並びに木炭」の注は…

第44類 木材及びその製品並びに木炭

注

1 **この類には、次の物品を含まない。**

- (a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第12.11 項参照）
- (b) 主として組物に使用する竹その他の木に類する材料（粗のものに限るものとし、割り、縦にひき又は特定の長さに切ったものであるかないかを問わない。第14.01 項参照）
- (c) 主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第14.04 項参照）
- (d) 活性炭（第38.02 項参照）
- (e) 第42.02 項の製品
- (f) 第46 類の物品
- (g) 第64 類の履物及びその部分品
- (h) 第66 類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）
- (ij) 第68.08 項の物品
- (k) 第71.17 項の身辺用模造細貨類



(o) 第94類の物品（例えば、**家具**、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

分類事例

94.03		その他の家具及びその部分品
9403.10	000	事務所において使用する種類の金属製家具
9403.20	000	その他の金属製家具
9403.30	000	事務所において使用する種類の木製家具
9403.40	000	台所において使用する種類の木製家具
9403.50	000	寝室において使用する種類の木製家具
9403.60		<u>その他の木製家具</u>
	010	－ 棚付き家具（食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計した） － その他のもの
	110	－ 仏壇
	190	－ その他のもの
9403.70	000	プラスチック製家具 その他の材料（とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具
9403.82	000	竹製のもの
9403.83	000	とう製のもの
9403.89	000	その他のもの



木製の家具として 第94.03項 に分類

通則1の後段

項又は注の規定により項の所属を決定できない場合には、通則2以降の原則に従ってその所属を決定することを規定している。

- 項の規定及び注の規定が最優先【原則】
- 通則1で決まらない場合に通則2～4を適用【例外】

多くの物品は通則1で分類される
つまり通則1のみで終わり

通則 2 (抜粋)

(a) ▪ 各項に記載する物品には、未完成のもので完成品として重要な特性を有するものを含む

▪ 完成した物品で、提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものを含む

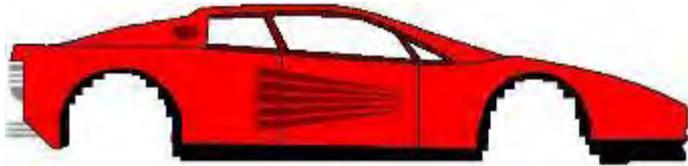
(b) ▪ 各項に記載する材料又は物質には、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む

▪ 特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含む

▪ 二以上の材料又は物質からなるものの所属は通則 3 の原則に従って決定する

通則2(a)前段

未完の完成品（項の範囲を拡大）



タイヤのない乗用車は、
乗用車として、第87.03項

弦のないギターは、
ギターとして、第92.02項



完成した物品としての重要な特性
を提示の際に有するものは、

完成品として分類する

通則2(a)後段 未組立の物品

本棚を組み立てるために必要な各種の部品等を小売用の包装にしたもの → 木製家具（第94.03項に所属を決定）

輸入時



梱包状態

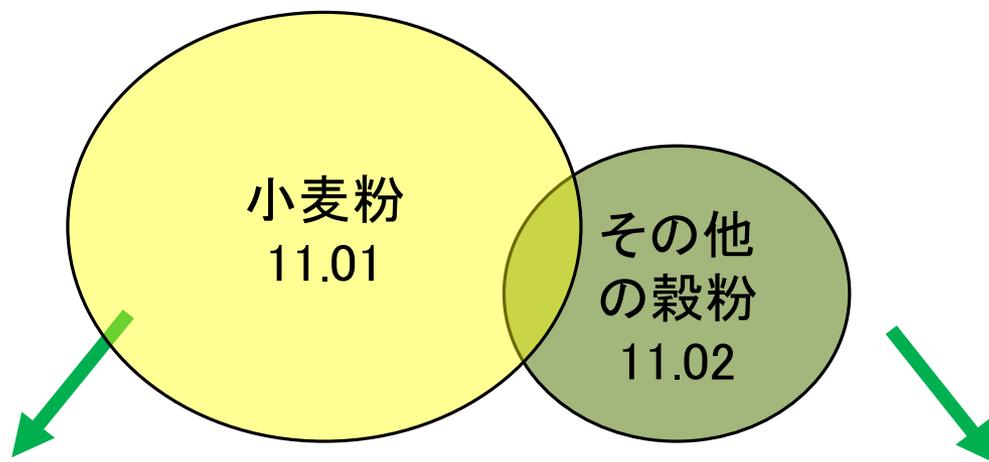
輸入後 組立て



通則2(b)前段

混合し又は結合した物品

小麦粉（70%）、とうもろこしの粉（30%）を混合したものの
（重量比）



11.01項には
とうもろこし粉を混合した
小麦粉も含む

11.02項には
小麦粉を混合したとうもろこしの粉も
含む

2(b)により、2つの項に属することとなる

所属の決定は **通則3** による

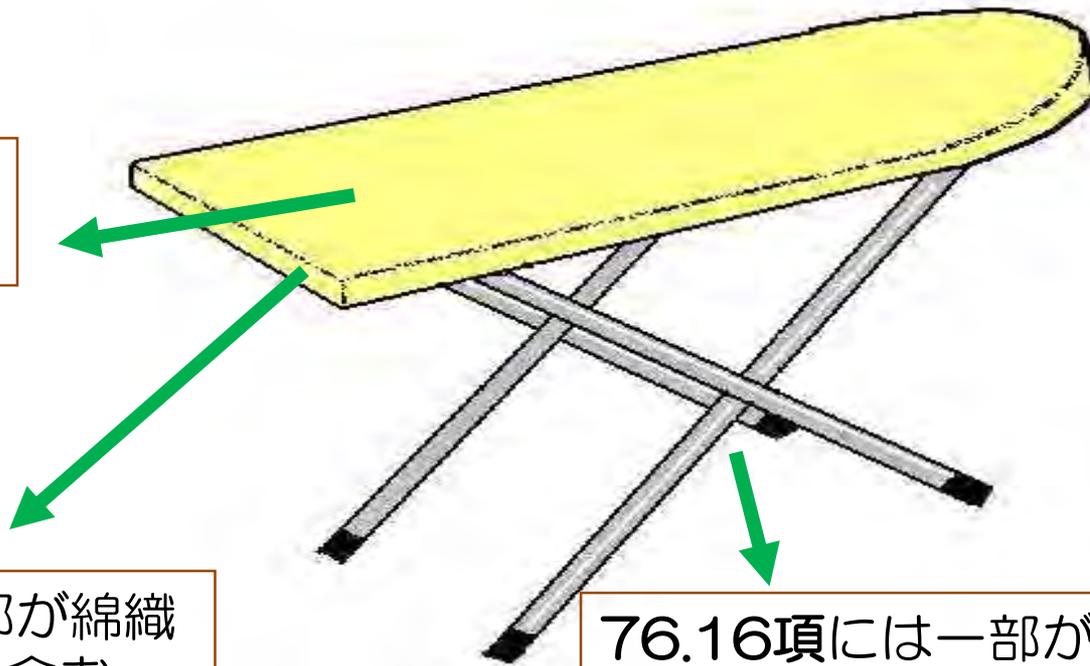
通則2(b)中段

事例：アイロン台（木製のベースを綿織物で覆い
アルミ製の足を取りつけたもの）

44.21項には一部が木材から成る製品も含む

63.07項には一部が綿織物から成る製品も含む

76.16項には一部がアルミから成る製品も含む



2(b)により、3つの項に属することが考えられるもの

通則2(b)後段

二以上の材料からなり、二以上の項に属するとみられる物品の所属の決定は 通則3による。

